

# 令和2年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業 (中山間「ふるさと支援隊」) 企画提案募集要領

埼玉県内の中山間地域の多くの集落では、高齢化や人口減少の進行等により、農業や地域活動の維持が危惧される状況となっています。

大学生が持つ行動力、専門技術、知識、新しい視点などを取り入れ、中山間地域の住民活動を活性化するため、当事業を実施します。

この事業の受託者を選定するための企画提案を以下のとおり募集します。

## 1 募集内容

### (1) 委託事業名

令和2年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業(中山間「ふるさと支援隊」)

### (2) 業務委託内容

別添「令和2年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業(中山間「ふるさと支援隊」)業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月8日(月)まで

ただし、令和2年9月以降の活動が対象となります。

### (4) 委託費の限度額

100,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

#### ※留意事項

本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税額を含む)であり、消費税及び地方消費税額を10%とした場合の金額である。

## 2 参加資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定される大学(短期大学及び大学院を含む)に属する教員及び学生により構成されるグループ(研究室、ゼミナール、サークル等)で、令和元年度から本事業を継続して実施しているグループ。

## 3 スケジュール

### (1) 継続校の契約締結について

ア 企画提案募集開始	7月22日(水)
イ 企画提案書の提出期限	8月13日(木)16時まで
ウ 書面審査	提案書提出後随時
エ 審査結果の通知	8月下旬
オ 委託契約の締結	審査終了後要件を満たしたのから随時契約を締結する。
カ 事業実施	委託契約日~令和3年3月8日(月)

## 4 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（様式1）

イ 経費積算書（様式2）

経費は、消費税及び地方消費税額を10%として積算してください。

参考資料がある場合は併せて提出してください。

### (2) 提出先及び提出方法

埼玉県農林部農業ビジネス支援課農地活用担当宛て電子メールで提出してください。

メール：a4105-08@pref.saitama.lg.jp

### (3) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とします。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とします。

契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除します。

ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県農業ビジネス支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出してください。

エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限ります。複数の提案はできません。

オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできません。また、提出された企画提案書等は返却しません。

カ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

## 5 委託候補者の選定について

提出された企画提案書等に基づき書面審査により選定します。書面に不明な点があれば個別に内容を確認します。

なお、令和2年度に限り提案書の計画等の作成にあたっては以下の内容に留意し作成してください。

- ・令和2年9月1日から令和3年3月8日までの間での活動予定について提案、積算してください。なお、活動は原則オンライン上とします。やむを得ず現地での活動が必要となる場合は、最少人数で新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上での実施としてください。
- ・地域住民等とオンライン上でのグループミーティングなど地域住民等との共同活動の実施を1回以上実施してください。
- ・これまで実施した活動や活動している地域の魅力をオンライン上や紙面などで広くPRできる素材を作成し、県にそのデータを提供してください。

- その他、選定後新型コロナウイルス感染症等の影響により、当初計画の変更を行う場合はその都度契約内容について協議を行います。
  - 令和2年度は、例年年度途中で実施していた「交流会」は実施しない。また、活動状況報告書の提出及び「活動報告会」については、契約時期及び活動期間等を考慮し個別に判断するものとする。詳細は別途県から連絡する。
- ※令和2年度の活動に関しては、地域住民及び学生の安全性を確保するため、大学当局及び活動を実施する地方公共団体等の指示に従ってください。

## 6 その他の令和2年度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度の当事業に応募をしなかった団体でも、令和3年度に継続を希望する場合は、継続地区として扱うこととします。

その場合は、令和2年度に予定していた継続年数にて実施することとします。

年数のカウント方法

	従来	特例
令和元年	新規応募1年	新規応募1年
令和2年	継続 2年目	コロナウイルスのため応募せず
令和3年	継続 3年目	<u>再度応募</u> <u>継続2年目</u>
令和4年	継続 4年目	継続3年目
令和5年	原則継続不可	継続4年目

## 7 新規地区の委託候補者選定について

令和2年度においては、新規地区の募集は行いません。

## 8 契約方法

委託候補者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結します。

選定後であっても、委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがあります。

## 9 その他留意事項

### (1) 企画提案競技に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染状況または緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできません。

### (2) 事業実施に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染状況または緊急等やむを得ない理由等により、事業の継続が困難と認められる場合は、計画の有無にかかわらず事業の中止をお願いすることがあります。なお、この場合においてそれまでの活動に要した費用の請求については、原則実費による精算としますが、疑義があるものについては別途双方で協議して決定するものとします。

## 10 問い合わせ及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 農地活用担当

電話：048-830-4093 FAX：048-830-4830

メール：a4105-08@pref.saitama.lg.jp